平成２９年３月

県民の皆様へ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三重県戦略企画部広聴広報課

**「ｅ－モニター」制度のご案内とお願い**

三重県では、インターネットを利用した電子アンケート「ｅ－モニターアンケート」を運用しています。

この「ｅ－モニター」制度は、県の様々な事業について、県民の皆様のご意見をお聴きし、業務の参考にしていこうとするものです。

現在、約1,400人の方にご登録いただいておりますが、この度、平成29年度からご参加いただくモニターの新規募集を行うため、県内選挙人名簿から無作為に抽出した方にご案内させていただきました。

ご自宅などでインターネットをお使いの方は、ぜひご登録いただきますようお願いいたします。

なお、ｅ－モニターへの登録を希望されない方は、お手数ですがこの案内は破棄していただきますようお願いいたします。（登録されない場合は、ご連絡も不要です。）

また、昨年度も同様のご案内をしており、今回の送付先が重複しないように十分注意しているところですが、万が一重複して送付された場合にはご容赦くださいますようお願いいたします。

**「ｅ－モニター」制度の概要と登録申込方法について**（詳細は裏面「三重県ｅ－モニター設置要綱」をご覧ください。）

|  |  |
| --- | --- |
| **内容** | 県が不定期（毎月１～２回程度）にお願いするアンケートに、インターネット画面（携帯電話不可（スマートフォンは可））から回答していただきます。スマートフォンの方はこちらからHPをご覧ください。アンケートは１０分前後で回答できる簡単なものです。※これまでのアンケートについては、こちら※QRｺｰﾄﾞ《ｅ－モニターアンケートホームページ》　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（アドレス）　<http://www.e-kocho.pref.mie.jp/monitor/?a=top;enquete> |
| **任期** | 平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで１年間（平成２９年度モニター）ただし、退会のお申し出がない場合、２回まで（最大３年間）自動更新します。 |
| **応募要件** | ●三重県内に在住する１８歳以上の方●インターネット接続環境があり、インターネットメールアドレスをお持ちで、三重県からのインターネットメール（e-kocho@pref.mie.jp）を受信できる方●次の方はお申し込みできません。・三重県職員（ただし、教員はお申込みできます。）・現在、既にご本人または同居するご家族が、ｅ－モニター登録をされている方。・平成２３年度から現在までの間に、ご本人がｅ－モニター登録をされたことのある方。 |
| **応募方法** | 三重県電子申請・届出システム（下記のアドレス）からお申し込みください。お申込先　三重県＞三重県申請・届出等手続の総合窓口＞分類別検索＞ｅ－モニター登録関連　　　　　　　　　＞三重県ｅ－モニター登録申込（平成２８年度募集用）　<http://www.shinsei.pref.mie.lg.jp/navi2/>スマートフォンの方はこちらからお申し込みください。※参考までに、お申し込みの際にご登録いただく画面の見本を添付します※QRｺｰﾄﾞ（「三重県ｅ－モニター登録申込（平成２８年度募集用）見本」） |
| **申込締切** | 平成２９年３月２１日（火）２３時５９分まで |
| **通知** | 原則、お申し込みいただいた全ての方に、登録いただいたメールアドレス宛て、アンケート回答のためのＩＤとパスワードを電子メールにて送信いたします。（４月上旬～中旬頃） |

**【問合せ先】**　　三重県戦略企画部　広聴広報課　県民の声相談班　（担当：中西）

（TEL）059-224-2647（FAX）059-224-3009（e-メール）e-kocho@pref.mie.jp

**三重県ｅ－モニター設置要綱**

**（設置の目的）**

１　インターネットを活用して県民の意識傾向及び県民ニーズを把握するとともに、県民の県政参画を進めるため、ｅ－モニターを設置する。

**（責　務）**

２　ｅ－モニターは、県から依頼を受けたアンケートに誠実に回答することを責務とする。

**（任　期）**

**３**ｅ－モニターの任期は、登録日から翌年３月３１日までとし、年度末時点において、ｅ－モニターから退会の申し出がない限り翌年度も引き続きｅ－モニターを継続するものとみなし、２回を限度（最大３年間）に更新可能とする。ただし、５(1)及び(3)に規定する場合を除く。

**（ｅ－モニター要件）**

４　ｅ－モニターは、県が選挙人名簿から無作為に抽出した者のうち、次の要件を全て満たす者とする。

（１）三重県内に在住する１８歳以上の者

（２）三重県職員でない者（ただし、教員は除く。）

（３）本人がｅ－モニター登録申込をするとき、既に本人又は同居する家族がｅ－モニター登録をされていない者

（４）本人がｅ－モニター登録申込をする年度以前６箇年度以内に、本人がｅ－モニター登録をされていない者

（５）ｅ－モニターの責務を誠実に行う意欲のある者

（６）三重県からのインターネットメールを受信できる者

**（退　会）**

５　ｅ－モニターが、次のいずれかに該当したときは、ｅ－モニターとしての資格を失う。

（１）前項に規定する要件に該当しなくなったとき。

（２）ｅ－モニター本人から県に退会の申し出があったとき。

（３）年度末時点で、当該年度に実施したアンケートに一度も回答を行わず、県からの継続意思確認の通知に対して、定められた期限までに連絡がないとき。

**（個人情報等の保護）**

６　ｅ－モニターの登録申込時に収集された個人情報及びアンケートの回答内容等の情報については、県政への反映のための集計・分析又は、県からｅ－モニターへの事務連絡などの送付時に使用するものとし、それ以外の目的には使用しない。

また、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）に基づき適切に取り扱われるものとする。

**（アンケート回答結果の処理・公表）**

７　ｅ－モニターから回答されたアンケートの結果は次のとおり取り扱うものとする。

（１）県は、アンケートの回答結果内容を真摯に受け止め、県政への活用又は参考資料とする。

（２）県は、回答結果の概要及び結果の評価又は県の受け止め方若しくは考え方を三重県ホームページ上にて公表する。

（３）県は、原則としてｅ－モニターに対して個別の回答は行わない。

**（実費弁償等）**

８　ｅ－モニターのインターネット環境の維持にかかる費用については、県は負担しない。ただし、通信費相当分として、年度末時点におけるポイント数に応じ、次のとおりギフト券を進呈する。

（１）１０ポイント以上の獲得（１回アンケートに回答する毎に１ポイント獲得）につき５００円分のギフト券を進呈する。

（２）獲得したポイント数は、年度毎に精算するものとし、次年度への繰り越しは行わないものとする。

（３）任期途中で退会した場合で、獲得したポイント数が（１）に規定するポイント数を満たしている場合は、（１）に定めるギフト券を進呈する。

**（ｅ－モニターに関する制度の内容変更・一時中断・停止・中止）**

９　県は、ｅ－モニターの承諾なしに、ｅ－モニター制度についての一部若しくは全ての変更又は一時中断、停止、中止を行う場合がある。その場合は、県はｅ－モニターに事前に告知する。ただし、事前に告知する暇がない場合には、制度の変更等を実施後速やかに告知するものとする。

**（庶務）**

10　ｅ－モニターに関する事務は、三重県戦略企画部広聴広報課において処理する。

**（その他）**

11　この要綱に定めるもののほか、ｅ－モニターの設置、運営について必要な事項は別に定める。

附　　則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年 8月31日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 2日から施行する。

この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

この要綱は、平成27年11月18日から施行する。

この要綱は、平成28年11月18日から施行する。

なお、施行日前日において既に登録されているｅ－モニターの実費弁償等については、従前の第８条の例によるものとする。